

業務委託仕様書

件 名 : 那覇港仮施設設置業務委託

履行場所 : 那覇港新港心頭地区

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、那覇港管理組合（以下「甲」という。）が発注する「那覇港仮施設設置業務委託」に適用する。
- (2) 仕様書等に疑義が生じた場合は、甲及び請負者（以下「乙」という。）の協議により決定する。

2. 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、甲の組合係員が乙に対し、組合係員の担当事務に関する方針、基準及び計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、乙が甲の組合係員に報告し、組合係員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 乙は、法律及びこれに関連する法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (2) 作業員などに対する諸法令等の運用、適用は乙の負担と責任のもとで行うこと。

4. 提出書類

- (1) 乙は、契約締結後、速やかに作業員の配置、氏名及び連絡先を明示した緊急時の連絡体制表を提出すること。提出した書類の内容に変更する必要がある場合は、直ちに変更届を提出すること。
- (2) 乙は履行期間中、「施工状況写真」と「業務月報」を1ヶ月に1回、組合係員に提出すること。提出書類は、実施した月の報告を翌月の10日迄に組合係員に提出し、作業状態の検査を受けなければならない。
- (3) 前各項のほか組合係員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

5. 作業記録写真

- (1) 乙は、設営状況の写真を撮影月日が分かるように撮影し、提出すること。
- (2) 写真は、原則としてデジタルカメラで撮影し整理すること。

7. 現場体制

- (1) 作業員は適正に人員を配置するものとする。ただし、緊急に対応しなければならない場合は、優先して組合係員と協議の上、作業員の配置を調整して作業を行うものとする。
- (2) 乙は、契約締結後、速やかに作業主任を定めるとともに、所定の業務に従事させること。
- (3) 乙は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有するものを従事させること。
- (4) 乙は適正な作業の進捗を図るとともに、作業員の指導監督に努めること。
- (5) 現場ごとに緊急時の連絡が図られるように、連絡体制を確立すること。

8. 損害賠償及び補償

- (1) 乙は、設営業務にあたり、賠償総合保険等、第三者に対する損害及び大型テナント損害に対する保険に加入すること。
- (2) 乙は、周辺施設に損害を与えたときは、ただちに組合係員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原型に復旧すること。
- (3) 乙は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び補償の全責任を負うこと。

9. その他

- (1) 乙は重大な事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、速やかに組合係員に報告しなければならない。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 乙は、労働災害及び物件損害等の未然防止につとめ、「労働安全衛生法」等の定めるところに従い、その防止に必要な処置を講ずること。
- (2) 事故防止を図るため、安全管理については乙の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 乙は、作業に従事する者に対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。

3. 労働・公衆災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- (3) 作業中は、利用者の安全に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

4. その他

- (1) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに組合係員に報告するとともに、速やかに必要な処置を講ずること。
- (2) 前項の通報後、乙は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに甲に届け出ること。

第3章 業 務 概 要

1. 業務内容

(1) 仮施設設置

・クルーズ船寄港時にタクシー乗り場への大型テント設営を行うものである。

基本料・・・・・・・・ 12回

設置・撤去・・・・・・ 12回

運搬・・・・・・・・・・・・ 12回

2. 就業日

(1) クルーズ船が寄港する日（別紙：寄航予定表を参照）

(2) 監督員が命ずる日

3. 留意点

(1) 原則、接岸の3時間前までに設営を終える事。（早朝の場合、承諾を得れば前日も可）

(2) 撤収は原則、接岸6時間後以降に行う事。（クルーズ船の帰港時間をさけること）

(3) 基本料は3日連続までの寄航の際には1回と数える。

(4) 設置・撤去は現地にてテントの設営する度に1回と数える。

(5) 運搬は請負者の倉庫から現場までの運搬で1回と数える。（現場となる那覇国際コンテナターミナル内の移動は含まれない。）

(6) 前線の通過等、強風が予想される場合には監督職員との協議を行う事。

(7) 設営中、強風注意報や竜巻注意報等が発令された場合はすみやかに撤去する事。

4. 現場状況

(1) 那覇国際コンテナターミナル内の指定箇所（別紙：位置図）。

(2) 改正 SOLAS 条約及び「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく保安措置が行われている箇所となっているため、指定管理者である「那覇国際コンテナターミナル(株)」の指導の下、設置を行う事。

- (3) 寄港するクルーズ船等によっては設置箇所を協議する事
- (4) 甲の指示により履行場所を変更する場合は別途協議する。

第4章 仕様

1. 仕様

• 仮施設設置

- (1) 10m×10m以上（最低地上高 H=2000 以上）の大型テントを1張
- (2) 平均風速10m/s（瞬間風速15m/s）に耐える仕様であること。
- (3) テントのアンカー等も（1）、（2）と同様の仕様とすること。